

# 第1章 長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画とは、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会の実現を目指すものであり、一人ひとりの豊かな人生、多様な幸せ（well-being<sup>1</sup>）の実現につながるものです。

国においては、平成11年の「男女共同参画社会基本法」制定と、翌年の「男女共同参画基本計画」策定以来、5年ごとの計画改定を経て、「第6次男女共同参画基本計画」が策定されています。この計画は、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」が施策の冒頭に掲げられています。

また、令和7年6月には、「男女共同参画社会基本法」の改正により地方自治体の男女共同参画センター機能確保などが努力義務化され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正では法の期限が令和18年度まで延長されることとなりました。

本県では、平成14年に「長崎県男女共同参画推進条例」を制定し、法の基本理念を踏まえ国計画を勘案した「長崎県男女共同参画基本計画（第1～4次）」の下、男女共同参画社会<sup>2</sup>の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。

この結果、進展が見られる分野はあるものの、県民意識調査（令和6年度）<sup>3</sup>では、社会全体として「男性優遇」と考える人の割合が高いことや、家庭における家事や育児等の多くを依然として女性が担っていることがわかります。その背景には、働き方や暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識<sup>4</sup>や社会的性差<sup>5</sup>に関する偏見・固定観念、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス<sup>6</sup>）があり、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

また、同調査において、男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべき施策については、「法律や制度面の見直し」が最も高く、政策・方針決定の場において女性が参画していくために必要なこととしては、男性優位の組織運営の変革や、家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識の解消などが求められています。

さらに、近年の大規模災害の発生や感染症の流行においては、すべての人の生活が脅かされましたが、女性や子ども、ぜい弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が受ける影響やニーズの違いに十分配慮された対応が不可欠となっています。

このようなことを踏まえ、本県における男女共同参画社会づくりに向け、総合的かつ中長期的に講じべき施策の大綱及び総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、この「第5次長崎県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

<sup>1</sup> well-being：well-beingについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念。

<sup>2</sup> 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

<sup>3</sup> 県民意識調査：令和6年7月から8月にかけて県が実施した「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」。県内に居住する満18歳以上の3,000人を無作為に抽出し、郵送、インターネットにてアンケートを実施。41.1%の方から回答を得た。

<sup>4</sup> 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

<sup>5</sup> 社会的性差：生物学的性別に対し、社会や文化によって作られた男性像・女性像などの違いを示す概念で、価値判断は含まない。

<sup>6</sup> アンコンシャス・バイアス：無意識の思い込みのことで、性別などに関する固定観念が知らず知らずのうちに判断や行動に影響する現象。

## 2 計画の性格と役割

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第1項及び長崎県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく計画です。
- (2) 計画の基本目標Ⅰ、Ⅲ及び関連指標は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第1項の規定に基づく県の推進計画です。
- (3) 「長崎県総合計画（令和7年12月策定）」の個別計画として位置付けられています。
- (4) 「長崎県子育て条行動計画」「長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画」「長崎県特定事業主行動計画」など各種計画との整合を図りながら策定するものです。
- (5) 県が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、市町、事業者、民間団体、県民等と協働して計画の遂行に努めるものです。
- (6) 市町においては、市町男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく市町推進計画の策定や課題解決の取組等、この計画を参考とした地域の実情に応じた取組が期待されます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

## 4 計画の基本理念、SDGsについて

長崎県男女共同参画推進条例第3条に規定する5つの基本理念に基づき、一人ひとりの豊かな人生、多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めます。

また、SDGsの中でも重要なテーマであるジェンダー平等の観点をあらゆる政策や制度に反映する「ジェンダー主流化」を推進します。

### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

## ⑤ 国際的協調

国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

また、女性活躍推進法第2条の3つの基本原則に基づき、女性が自らの意思に応じて個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指します。

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮及び女性の健康上の特性への留意が行われること。
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

### SDGsについて

SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むもので、2030年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。(国連文書「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェンダ」)



SDGsの17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」が男女共同参画社会の実現を目指すものにあたりますが、これは17の目標のうちの1つであるだけでなく、SDGs全体の「目的」として掲げられており(2030アジェンダ前文)、また17のゴールをすべて実現するための「手段」としても位置づけられている(2030アジェンダ本文)など、SDGsの中でもジェンダー平等は非常に重要なテーマとなっています。